

電気事業法の一部を改正する法律案 新旧対照条文  
 ○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一編 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二編 電気事業</p> <p>第一章 事業の許可等（第三条―第十七条）</p> <p>第二章 業務</p> <p>第一節 供給（第十八条―第二十七条）</p> <p>第二節 広域的運営</p> <p>第一款 電気事業者相互の協調（第二十八条）</p> <p>第二款 卸供給事業者等の届出（第二十八条の二・第二十八条の三）</p> <p>第三款 広域的運営推進機関</p> <p>第一目 総則（第二十八条の四―第二十八条の九）</p> <p>第二目 会員（第二十八条の十一―第二十八条の十二）</p> <p>第三目 設立（第二十八条の十三―第二十八条の十七）</p> <p>第四目 管理（第二十八条の十八―第二十八条の三十）</p> <p>第五目 総会（第二十八条の三十一―第二十八条の三十九）</p> <p>第六目 業務（第二十八条の四十一―第二十八条の四十六）</p> <p>第七目 財務及び会計（第二十八条の四十七―第二十八条の五十）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 事業の許可等（第三条―第十七条）</p> <p>第二節 業務</p> <p>第一款 供給（第十八条―第二十七条）</p> <p>第二款 広域的運営（第二十八条・第二十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第八目 監督（第二十八条の五十一）

第九目 雑則（第二十八条の五十二）

第四款 供給計画（第二十九条）

第三節 監督（第三十条—第三十三条）

第三章 会計及び財務（第三十四条—第三十七条）

第三編 電気工作物

第一章 定義（第三十八条）

第二章 事業用電気工作物

第一節 技術基準への適合（第三十九条—第四十一条）

第二節 自主的な保安（第四十二条—第四十六条）

第三節 環境影響評価に関する特例（第四十六条の二—第四十六条の二十三）

第四節 工事計画及び検査（第四十七条—第五十五条）

第五節 承継（第五十五条の二）

第三章 一般用電気工作物（第五十六条—第五十七条の二）

第四編 土地等の使用（第五十八条—第六十六条）

第五編 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機

関

第一章 登録安全管理審査機関（第六十七条—第八十条）

第二章 指定試験機関（第八十一条—第八十八条）

第三章 登録調査機関（第八十九条—第九十九条）

（削る）

第六編 雑則（第百条—第百十四条）

第七編 罰則（第百十五条—第百二十三条）

附則

第一編 総則

（新設）

（新設）

（新設）

第三款 監督（第三十条—第三十三条）

第三節 会計及び財務（第三十四条—第三十七条）

第三章 電気工作物

第一節 定義（第三十八条）

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合（第三十九条—第四十一条）

第二款 自主的な保安（第四十二条—第四十六条）

第二款の二 環境影響評価に関する特例（第四十六条の二—第四十六条の二十三）

第三款 工事計画及び検査（第四十七条—第五十五条）

第四款 承継（第五十五条の二）

第三節 一般用電気工作物（第五十六条—第五十七条の二）

第四章 土地等の使用（第五十八条—第六十六条）

第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機

関

第一節 登録安全管理審査機関（第六十七条—第八十条）

第二節 指定試験機関（第八十一条—第八十八条）

第三節 登録調査機関（第八十九条—第九十二条の五）

第六章 送配電等業務支援機関（第九十三条—第九十九条の四）

第七章 雑則（第百条—第百十四条）

第八章 罰則（第百十五条—第百二十三条）

附則

第一章 総則

第一条 (略)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜十三 (略)

十四 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ 特定電気事業を営む他の者から受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所において、当該他の者のその特定電気事業の用に供するための電気の量の変動に応じて、当該他の者に対して、電気を供給すること。

ロ 特定規模電気事業を営む他の者から受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所(特定電気事業者が次条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところにより、特定電気事業を開始した供給地点(同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第十八条及び第二十五条において「事業開始地点」という。)を除く。)において、当該他の者に対して、当該他の者のその特定規模電気事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。

ハ 電気事業の用に供する電気工作物以外の発電用の電気工作物(以下このハにおいて「非電気事業用電気工作物」という。)を設置する他の者から当該非電気事業用電気工作物(当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物を含む。)の発電

第一条 (略)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜十三 (略)

十四 接続供給 特定電気事業又は特定規模電気事業を営む他の者から受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所(特定規模電気事業を営む他の者から受電した場合にあつては、特定規模電気事業者が次条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところにより、特定電気事業を開始した供給地点(同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第十八条及び第二十五条において「事業開始地点」という。)を除く。)において、当該他の者のその特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気の量の変動に応じて、当該他の者に対して、電気を供給することをいう。

に係る電気を受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所において、当該他の者に対して、当該他の者が当該一般電気事業者にあらじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要に応ずるものに限る。）。

十五・十六（略）

2 | 一般電気事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は

、一般電気事業とみなす。

一 | 他の一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業

二 | 自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者にその特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業

三 | 第二十四条の三第一項に規定する託送供給を行う事業（前二号に該当するものを除く。）

3 | （略）

## 第二編 電気事業

### 第一章 事業の許可等

（事業の許可）

第三条 電気事業（特定規模電気事業を除く。以下この章（第五条第七号及び第十七条第一項を除く。）において同じ。）を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 | （略）

十五・十六（略）

2 | 一般電気事業者が他の一般電気事業者若しくは自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者にその一般電気事業若しくは特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業又は他の一般電気事業者若しくは特定規模電気事業者にその特定規模電気事業の用に供するための電気に係る第二十四条の三第一項に規定する託送供給を行う事業を営むときは、その事業は

、一般電気事業とみなす。

3 | （略）

## 第二章 電気事業

### 第一節 事業の許可等

（事業の許可）

第三条 電気事業（特定規模電気事業を除く。以下この節（第五条第七号及び第十七条第一項を除く。）において同じ。）を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 | （略）

(事業の開始の義務)

第七条 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この章において同じ。)は、事業の許可を受けた日から十年(特定電気事業者にあつては、三年)以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2～4 (略)

第十七条 (略)

## 第二章 業務

### 第一節 供給

第十八条 (略)

(一般電気事業者の託送供給)

第二十四条の三 一般電気事業者は、託送供給(振替供給にあつては、一般電気事業、特定電気事業若しくは特定規模電気事業の用に供するための電気又は第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。以下同じ。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～5 (略)

(事業の開始の義務)

第七条 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この節において同じ。)は、事業の許可を受けた日から十年(特定電気事業者にあつては、三年)以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2～4 (略)

第十七条 (略)

## 第二節 業務

### 第一款 供給

第十八条 (略)

(一般電気事業者の託送供給)

第二十四条の三 一般電気事業者は、託送供給(振替供給にあつては、一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。以下同じ。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～5 (略)

(一般電気事業者の供給区域外の供給)

第二十五条 一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における需要に応じ電気を供給しようとするときは、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、特定規模電気事業として供給するとき、一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給（一般電気事業、特定電気事業若しくは特定規模電気事業の用に供するための電気又は第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。）を行うときは、この限りでない。

2 (略)

(電気の使用制限等)

第二十七条 経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者（以下この条において「一般電気事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し「一般電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきこと又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等からの受電を制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。」

2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等が供給する電気の使用の

(一般電気事業者の供給区域外の供給)

第二十五条 一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における需要に応じ電気を供給しようとするときは、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、特定規模電気事業として供給するとき、一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給（一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気に係るものに限る。）を行うときは、この限りでない。

2 (略)

(電気の使用制限等)

第二十七条 経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者の供給する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者からの受電を制限することができる。

(新設)

状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

## 第二節 広域的運営

### 第一款 電気事業者相互の協調

第二十八条 電気事業者は、電源開発の実施、電気の供給、電気工作物の運用等その事業の遂行に当たり、広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するように、卸供給事業者及び第二十八条の第三第二項に規定する特定自家用電気工作物設置者の能力を適切に活用しつつ、相互に協調しなければならない。

### 第二款 卸供給事業者等の届出

#### (卸供給事業者の届出)

第二十八条の二 卸供給事業者（特定電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。次項、次条第一項及び第三十一条第二項において同じ。）は、その事業を開始したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした卸供給事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 前項の事項を変更したとき。

## 第二款 広域的運営

### (新設)

#### (電気事業者相互の協調)

第二十八条 電気事業者は、電源開発の実施、電気の供給、電気工作物の運用等その事業の遂行に当たり、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するように、卸供給事業者の能力を適切に活用しつつ、相互に協調しなければならない。

### (新設)

#### (新設)

- 二 その事業を廃止したとき。
- 三 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第二十八条の三 発電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを設置する者(電気事業者及び卸供給事業者を除く。)は、当該自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者(第三十一条第三項において「特定自家用電気工作物設置者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
  - 一 前項の事項を変更したとき。
  - 二 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物が同項の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。
  - 三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなつたとき。
- 四 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

(新設)



第三款 広域的運営推進機関

(新設)

第一目 総則

(新設)

(目的)

第二十八条の四 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

(新設)

(法人格)

第二十八条の五 推進機関は、法人とする。

(新設)

(数)

第二十八条の六 推進機関は、一を限り、設立されるものとする。

(新設)

(名称)

第二十八条の七 推進機関は、その名称中に広域的運営推進機関という文字を用いなければならない。

(新設)

2 推進機関でない者は、その名称中に広域的運営推進機関という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十八条の八 推進機関は、政令で定めるところにより、登記

(新設)

しななければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第二十八条の九 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、推進機関に準用する。

## 第二目 会員

(会員の資格等)

第二十八条の十 推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。

2 推進機関は、会員の資格を有する者の加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

(加入義務等)

第二十八条の十一 電気事業者は、推進機関にその会員として加入しなければならない。

2 第三条第一項の許可を受けて電気事業(特定規模電気事業を除く。)を営もうとする者及び第十六条の二第一項の届出をして特定規模電気事業を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならない。

3 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 電気事業者は、推進機関に加入した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(脱退等)

第二十八条の十二 会員(特定規模電気事業者である会員を除く。

一)は、第十五条第一項から第四項までの規定による第三条第一項の許可の取消しにより、当然、推進機関を脱退する。

2 会員は、次に掲げる場合を除き、推進機関を脱退することができない。

一 第十五条第一項から第四項までの規定により第三条第一項の許可が取り消された場合

二 第十四条第一項の許可(電気事業(特定規模電気事業を除く。)の全部の廃止に係るものに限る。)を受ける場合

三 第十六条の二第三項の届出をする場合

四 その他経済産業省令で定める場合

### 第三目 設立

(設立要件)

第二十八条の十三 推進機関を設立するには、その会員になろうとする七以上の電気事業者が発起人とならなければならない。

2 発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員になろうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

3 定款及び業務規程の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

4 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

- 5 第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。
- 6 推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項（予算を含む。）の決定は、第二十八条の三十三の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。
- 7 第二十八条の三十四本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事に準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人」と読み替えるものとする。
- 8 第二十八条の三十八及び第二十八条の三十九の規定は、創立総会の決議に準用する。

(認可の申請)

- 第二十八条の十四 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
- 一 名称
  - 二 事務所の所在地
  - 三 役員の氏名及び住所並びに会員の商号
- 2 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(新設)

(認可の基準)

- 第二十八条の十五 経済産業大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(新設)

一 設立の手續並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること。

二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。

三 役員のうち第二十八条の二十一各号のいずれかに該当する者がいないこと。

四 業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること。

五 当該申請に係る推進機関の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

(理事長への事務引継)

第二十八条の十六 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

(登記)

第二十八条の十七 推進機関は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 推進機関は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第四目 管理

(定款記載事項)

第二十八条の十八 推進機関の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四 会員に関する次に掲げる事項

イ 会員たる資格

ロ 会員の加入及び脱退

ハ 会員に対する制裁

五 総会に関する事項

六 役員に関する事項

七 評議員会に関する事項

八 会費に関する事項

九 財務及び会計に関する事項

十 定款の変更に関する事項

十一 公告の方法

2 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十八条の十九 推進機関に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

(新設)

(役員の権限)

第二十八条の二十 理事長は、推進機関を代表し、その業務を総理する。

(新設)

2 理事は、定款で定めるところにより、推進機関を代表し、理事長を補佐して推進機関の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、推進機関の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の下格条項)

第二十八条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

第二十八条の二十二 推進機関は、役員が前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(新設)

(役員を選任、任期及び解任)

第二十八条の二十三 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

(新設)

2 前項の規定による推進機関の役員を選任（設立当時の役員を選任を除く。）及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員は、再任されることができる。

4 役員は、再任されることができる。

5 経済産業大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務規程に違反する行為をしたとき、又は推進機関の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、推進機関に対し、期間を指定して、その役員を解任すべき

ことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、役員が第二十八条の二十一の規定により役員となることのできない者に該当するに至つた場合において推進機関がその役員を解任しないとき、又は推進機関が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

(役員の新設)

第二十八条の二十四 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の新設)

第二十八条の二十五 監事は、理事長、理事、評議員又は推進機関の職員を兼ねてはならない。

(代表権の新設)

第二十八条の二十六 推進機関と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が推進機関を代表する。

(評議員の新設)

第二十八条の二十七 推進機関に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、電気事業について学識経験を有する者のうちから、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)



(職員の任命)

第二十八条の二十八 推進機関の職員は、理事長が任命する。

(新設)

(役員及び職員等の秘密保持義務)

第二十八条の二十九 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(新設)

2 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、推進機関の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(役員及び職員等の地位)

第二十八条の三十 推進機関の役員及び職員並びに評議員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(新設)

## 第五目 総会

(新設)

(総会の招集)

第二十八条の三十一 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

(新設)

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(指名職員の会議への出席)

第二十八条の三十二 経済産業大臣が指名するその職員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(新設)

(総会の決議事項)

第二十八条の三十三 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 予算の決定又は変更
- 三 業務規程の変更
- 四 決算
- 五 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

(総会の議事)

第二十八条の三十四 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第一号及び第三号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(臨時総会)

第二十八条の三十五 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第二十八条の三十六 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定められた方法に従つてしなければならない。

(総会の決議事項)

第二十八条の三十七 総会においては、前条の規定によりあらか

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

はじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(会員の議決権)

第二十八条の三十八 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行使することができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第二十八条の三十九 推進機関と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第六目 業務

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。

二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。

三 送配電等業務（一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針

（第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 四 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。
- 五 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 六 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- 七 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（業務規程）

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならぬ。

2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に關し必要な事項が含まれていなければならぬ。

3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（報告又は資料の提出）

第二十八条の四十二 推進機関は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、

（新設）

（新設）

遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

3 経済産業大臣は、推進機関から要請があつた場合において、推進機関が業務を行うため特に必要があるときは、推進機関に対し、資料（この法律の実施に関し経済産業大臣が保有する情報に係るものに限る。）を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

（情報の提供義務）

第二十八条の四十三 会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、常時その設置する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十第一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定められるものを提供しなければならない。

（新設）

（推進機関の指示）

第二十八条の四十四 推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次の事項を指示することができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者である会員に対しては、指示することができない。

（新設）

- 一 当該電気の需給の状況の悪化に係る会員に電気を供給すること。
- 二 会員に振替供給を行うこと。
- 三 会員から電気の供給を受けること。
- 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。

2 推進機関は、前項の規定による指示をしたときは、直ちに、その指示の内容その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 推進機関は、第一項の規定による指示を受けた会員が正当な理由がなくてその指示に係る措置をとっていないと認めるときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
- 二 発電用の電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 三 その他経済産業省令で定める事項

(送配電等業務指針の認可)

第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、同様とする。

(新設)

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 内容が法令に違反しないこと。

(新設)

二 策定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。  
三 不当に差別的でないこと。

3 経済産業大臣は、送配電等業務指針が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、推進機関に対してその送配電等業務指針を変更すべきことを命じなければならない。

4 推進機関は、第一項の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をしたときは、遅滞なく、その変更した送配電等業務指針を経済産業大臣に届け出なければならない。

第七目 財務及び会計

(事業年度)

第二十八条の四十七 推進機関の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、推進機関の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。

(新設)

(予算等の認可)

第二十八条の四十八 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく)、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(新設)

(財務諸表等の提出)

第二十八条の四十九 推進機関は、事業年度(推進機関の成立の日を含む事業年度を除く。)の開始の日から三月以内に、経済産業省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借

(新設)

(新設)

対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下この条において「財務諸表等」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進機関は、前項の規定により財務諸表等を経済産業大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 推進機関は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表等を推進機関の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（経済産業省令への委任）

第二十八条の五十 この法律で規定するもののほか、推進機関の財務及び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第八目 監督

（監督命令）

第二十八条の五十一 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、推進機関に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

第九目 雑則

（解散）

第二十八条の五十二 推進機関の解散については、別に法律で定める。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）



第四款 供給計画

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

5 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないとき認めるときは、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業

(新設)

(供給計画)

第二十九条 電気事業者（特定電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

(新設)

2 電気事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

(新設)

3 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないとき認めるときは、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

4 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業

者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

一 一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に電気を供給すること。

二～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

### 第三節 監督

#### (業務改善命令)

第三十条 経済産業大臣は、事故により電気の供給に支障を生じている場合に、電気事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、電気事業者に対し、その電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

#### (供給命令等)

第三十一条 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

一～四 (略)

者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

一 一般電気事業者に電気を供給すること。

二～四 (略)

(新設)

### 第三款 監督

#### (業務の方法の改善命令)

第三十条 経済産業大臣は、事故により電気の供給に支障を生じている場合に、一般電気事業者又は特定電気事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他電気の供給の業務の方法が適切でないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般電気事業者又は特定電気事業者に対し、その供給の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

#### (供給命令等)

第三十一条 経済産業大臣は、災害その他非常の場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために必要な措置をとること。

(新設)

2 経済産業大臣は、前項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、卸供給事業者に対し、一般電気事業者に電気を供給することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

3 経済産業大臣は、前二項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、特定自家用電気工作物設置者に対し、一般電気事業者に電気を供給することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(新設)

4 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(新設)

5 経済産業大臣は、第一項から第三項までの措置を講じたときは、直ちに、その措置の内容を推進機関に通知するものとする。

(新設)

2 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他命令の実施に関し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

第三十二条 前条第六項の協議をすることができず、又は協議が調わないときは、当事者は、経済産業大臣の裁定を申請するこ

第三十二条 前条第二項の協議をすることができず、又は協議がととのわなときは、当事者は、経済産業大臣の裁定を申請す

とができる。

2～4 (略)

第三十三条 (略)

第三章 会計及び財務

第三十四条～第三十七条 (略)

第三編 電気工作物

第一章 定義

第三十八条 (略)

第二章 事業用電気工作物

第一節 技術基準への適合

第三十九条～第四十一条 (略)

第二節 自主的な保安

第四十二条～第四十六条 (略)

第三節 環境影響評価に関する特例

(事業用電気工作物に係る環境影響評価)

ることができる。

2～4 (略)

第三十三条 (略)

第三節 会計及び財務

第三十四条～第三十七条 (略)

第三章 電気工作物

第一節 定義

第三十八条 (略)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

第三十九条～第四十一条 (略)

第二款 自主的な保安

第四十二条～第四十六条 (略)

第二款の二 環境影響評価に関する特例

(事業用電気工作物に係る環境影響評価)

第四十六条の二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するものに係る同条第一項に規定する環境影響評価（以下「環境影響評価」という。）その他の手続については、同法及びこの節の定めるところによる。

（環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え等）

第四十六条の二十二 この節に定めるもののほか、特定事業者に対する環境影響評価法の規定の適用に当たつての技術的読替えその他特定事業者に対する同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十六条の二十三 （略）

第四節 工事計画及び検査

第四十七条～第五十五条 （略）

第五節 承継

第五十五条の二 （略）

第三章 一般用電気工作物

第五十六条～第五十七条の二 （略）

第四編 土地等の使用

第四十六条の二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するものに係る同条第一項に規定する環境影響評価（以下「環境影響評価」という。）その他の手続については、同法及びこの款の定めるところによる。

（環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え等）

第四十六条の二十二 この款に定めるもののほか、特定事業者に対する環境影響評価法の規定の適用に当たつての技術的読替えその他特定事業者に対する同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十六条の二十三 （略）

第三款 工事計画及び検査

第四十七条～第五十五条 （略）

第四款 承継

第五十五条の二 （略）

第三節 一般用電気工作物

第五十六条～第五十七条の二 （略）

第四章 土地等の使用

第五十八条（第六十六条）（略）

第五編 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査

機関

第一章 登録安全管理審査機関

第六十七条（略）

（業務規程）

第七十三条 登録安全管理審査機関は、安全管理審査の業務に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を定め、安全管理審査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第七十五条 登録安全管理審査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十二条の四において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

第五十八条（第六十六条）（略）

第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調

査機関

第一節 登録安全管理審査機関

第六十七条（略）

（業務規程）

第七十三条 登録安全管理審査機関は、安全管理審査の業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、安全管理審査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第七十五条 登録安全管理審査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 (略)

第八十条 (略)

第二章 指定試験機関

第八十一条 (略)

(業務規程)

第八十四条の二 指定試験機関は、試験事務に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(役員及び職員の地位)

第八十五条の二 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員（試験員を含む。）は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第八十八条 (略)

第三章 登録調査機関

第八十九条 (略)

第九十三条・第九十四条 (略)

2 (略)

第八十条 (略)

第二節 指定試験機関

第八十一条 (略)

(業務規程)

第八十四条の二 指定試験機関は、試験事務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(役員及び職員の地位)

第八十五条の二 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員（試験員を含む。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第八十八条 (略)

第三節 登録調査機関

第八十九条 (略)

第九十二条の二・第九十二条の三 (略)

(登録の取消し)

第九十五条 経済産業大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十七条の二第一項の登録を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 第九十二条第一項、第九十三条若しくは前条第一項の規定又は次条において準用する第七十五条第一項若しくは第七十九条の規定に違反したとき。

四・五 (略)

(準用)

第九十六条 第六十八条、第七十条、第七十五条、第七十六条及び第七十九条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号中「第七十八条」とあるのは「第九十五条」と、第七十五条第二項中「使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査を行う電気工作物を設置する者」とあるのは「登録調査機関が調査業務を行う一般用電気工作物の所有者又は占有者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第九十条第一項各号」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(登録の取消し)

第九十二条の四 経済産業大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十七条の二第一項の登録を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 第九十二条第一項、第九十二条の二若しくは前条第一項の規定又は次条において準用する第七十五条第一項若しくは第七十九条の規定に違反したとき。

四・五 (略)

(準用)

第九十二条の五 第六十八条、第七十条、第七十五条、第七十六条及び第七十九条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号中「第七十八条」とあるのは「第九十二条の四」と、第七十五条第二項中「使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査を行う電気工作物を設置する者」とあるのは「登録調査機関が調査業務を行う一般用電気工作物の所有者又は占有者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第九十条第一項各号」と読み替えるものとする。

第六章 送配電等業務支援機関

(送配電等業務支援機関)

第九十三条 経済産業大臣は、送配電等業務（一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この章において同じ。）の円滑な



実施を支援することを目的として設立された法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、送配電等業務支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なるものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 第九十九条の四の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことににより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(削る)

第九十四条 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 送配電等業務の実施に関する基本的な指針を策定すること。
- 二 送配電等業務の円滑な実施を確保するため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 三 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- 四 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、送配電等業務の円滑な実施を支援するために必要な業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

(削る)

(支援業務規程)

第九十五条 支援機関は、支援業務に関する規程（以下この章において「支援業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 支援業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。
- 3 経済産業大臣は、第一項の認可をした支援業務規程が支援業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その支援業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(削る)

(事業計画等)

第九十六条 支援機関は、毎事業年度、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞な

第九十七条から第九十九条まで  
削除

く)、経済産業大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援機関は、毎事業年度、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、経済産業大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第九十七条 支援機関は、経済産業省令で定めるところにより、支援業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(支援業務の休廃止等)

第九十八条 支援機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣が前項の規定により支援業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

(秘密保持義務)

第九十九条 支援機関の役員及び職員並びにこれらの職にあつた者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(帳簿の記載)

第九十九条の二 支援機関は、帳簿を備え、支援業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(監督命令)

第九十九条の三 経済産業大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援機関に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第九十九条の四 経済産業大臣は、支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて支援業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九十三条第一項第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 二 第九十三条第一項第六号に該当するに至つたとき。
- 三 第九十三条第二項、第九十五条第一項、第九十六条、第九十七条、第九十八条第一項又は第九十九条の二の規定に違反したとき。
- 四 第九十五条第一項の認可を受けた支援業務規程によらないで支援業務を行ったとき。
- 五 第九十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 六 不正の手段により第九十三条第一項の指定を受けたとき。

第六編 雑則

第百条 (略)

第百三条 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長は、河川法（昭和三十九年法律第六十

第七章 雑則

第百条 (略)

第百三条 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長は、河川法（昭和三十九年法律第六十

七号)第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十九号第二項の許可の申請があつた場合において、その申請が発電水力の利用のためのものであつて政令で定めるものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の意見を求めなければならない。

2・3 (略)

(報告の徴収)

第六六条 (略)

2・4 (略)

5| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

6| (略)

7| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第七七条 (略)

2・4 (略)

5| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6| (略)

7| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

七号)第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十九号第二項の許可の申請があつた場合において、その申請が発電水力の利用のためのものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の意見を求めなければならない。

2・3 (略)

(報告の徴収)

第六六条 (略)

2・4 (略)

(新設)

5| (略)

6| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関又は支援機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第七七条 (略)

2・4 (略)

(新設)

5| (略)

6| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は支援機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8| (略)

9| 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、推進機関に、第二項の規定による立入検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

一 第二十八条の四十三の規定による情報の提供が適正に行われていないこと。

二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を受けた推進機関の会員がその指示に係る措置をとっていないこと。

10| 経済産業大臣は、前項の規定により推進機関に立入検査を行わせる場合には、推進機関に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

11| 推進機関は、前項の指示に従つて第九項に規定する立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

12| 第九項の規定により立入検査をする推進機関の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

13| 第一項から第七項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞の特例)

第九十九条 (略)

2 第十五条第一項から第四項まで、第十六条第一項から第四項まで、第七十八条、第八十四条の五、第八十七条又は第九十五条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

る。

7| (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

8| 第一項から第六項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞の特例)

第九十九条 (略)

2 第十五条第一項から第四項まで、第十六条第一項から第四項まで、第七十八条、第八十四条の五、第八十七条又は第九十二条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公示)

第十二条の二 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十五条第二項の指定をしたとき。

二 (略)

三 第五十七条の二第二項、第七十二条、第七十四条又は第九十三条の規定による届出があつたとき。

四・五 (略)

六 第八十四条の二の二の許可をしたとき。

七・八 (略)

九 第九十五条の規定により登録を取り消したとき。  
(削る)

第一百四十四条 (略)

第七編 罰則

第一百五十五条 (略)

第一百七十七条の三 第八十七条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(公示)

第十二条の二 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十五条第二項又は第九十三条第一項の指定をしたとき。

二 (略)

三 第五十七条の二第二項、第七十二条、第七十四条、第九十条の二又は第九十三条第二項の規定による届出があつたとき。

四・五 (略)

六 第八十四条の二の二又は第九十八条第一項の許可をしたとき。

七・八 (略)

九 第九十二条の四の規定により登録を取り消したとき。

十 第九十九条の四の規定により指定を取り消し、又は支援業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第一百四十四条 (略)

第八章 罰則

第一百五十五条 (略)

第一百七十七条の三 第八十七条第二項又は第九十九条の四の規定による試験事務又は支援業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十七條の四 第四十四條の二第二項又は第八十五條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十七條の五 第二十八條の二十九第一項又は第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第六項、第九条第五項、第十六条の三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十九条第五項、第十項若しくは第十三項、第十九條の二第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十四條第二項、第二十四條の三第三項若しくは第五項、第二十四條の四第四項若しくは第五項、第二十四條の六第二項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）、第二十六條第二項、第二十九條第六項、第三十條、第三十一條第一項若しくは第二項、第五十七條第三項又は第九十二條第二項の規定による命令に違反した者
- 二 九（略）

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 六（略）
- 七 第二十七條第一項の規定による命令に違反した者
- 八・九（略）

第百十七條の四 第四十四條の二第二項、第八十五條又は第九十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（新設）

第百十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第六項、第九条第五項、第十六条の三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十九条第五項、第十項若しくは第十三項、第十九條の二第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十四條第二項、第二十四條の三第三項若しくは第五項、第二十四條の四第四項若しくは第五項、第二十四條の六第二項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）、第二十六條第二項、第二十九條第四項、第三十條、第三十一條第一項、第五十七條第三項又は第九十二條第二項の規定による命令に違反した者
- 二 九（略）

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 六（略）
- 七 第二十七條の規定による命令又は処分違反した者
- 八・九（略）



第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その

違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の十四第一項又は第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による送付をしなかつたとき。

三 第百六条第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第百七条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条の二の二の許可を受けなくて試験事務の全部を廃止したとき。

二 第八十七条の二第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第八十七条の二第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第百六条第七項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第百七条第七項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下

（新設）

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条の二の二又は第九十八条第一項の許可を受けなくて試験事務又は支援業務の全部を廃止したとき。

二 第八十七条の二第一項又は第九十九条の二第一項の規定に違反して第八十七条の二第一項又は第九十九条の二第一項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第八十七条の二第二項又は第九十九条の二第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第百六条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第百七条第六項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下

の罰金に処する。

一 第七条第四項（第八条第七項において準用する場合を含む。）、第十一条第二項、第十六条の二第二項若しくは第三項、第十六条の四第二項、第十九条の二第一項、第二十二條第七項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條の二第一項、第二十八條の三第一項、第二十九條第一項若しくは第三項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第三項、第四十七條第四項若しくは第五項、第五十七條の二第二項又は第七十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二（五）（略）

五の二 第二十七條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六・七（略）

八 第五十一條第三項、第五十二條第三項、第五十四條若しくは第五十五條第四項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）、又は第七十七條第二項から第四項まで若しくは第六項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九（略）

十 第五十七條第四項、第七十九條第一項又は第九十六條において準用する第七十九條第一項の規定に違反して第五十七條第四項、第七十九條第一項又は第九十六條において準用する第七十九條第一項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をした者

十一 第五十七條第五項、第七十九條第二項又は第九十六條において準用する第七十九條第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

の罰金に処する。

一 第七条第四項（第八条第七項において準用する場合を含む。）、第十一条第二項、第十六条の二第二項若しくは第三項、第十六条の四第二項、第十九條の二第一項、第二十二條第七項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九條第一項若しくは第二項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第三項、第四十七條第四項若しくは第五項、第五十七條の二第二項又は第七十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二（五）（略）

（新設）

六・七（略）

八 第五十一條第三項、第五十二條第三項、第五十四條若しくは第五十五條第四項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）、又は第七十七條第二項から第五項までの規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九（略）

十 第五十七條第四項、第七十九條第一項又は第九十二條の五において準用する第七十九條第一項の規定に違反して第五十七條第四項、第七十九條第一項又は第九十二條の五において準用する第七十九條第一項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をした者

十一 第五十七條第五項、第七十九條第二項又は第九十二條の五において準用する第七十九條第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

十二 第二百二条又は第六百六条第二項から第四項まで若しくは第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二百二十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人又は役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済産業大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二十八条の八第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十八条の十第二項の規定に違反したとき。

四 第二十八条の十三第二項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第二十八条の四十に規定する業務以外の業務を行つたとき。

六 第二十八条の四十四第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第二十八条の四十六第三項又は第二十八条の五十一の規定による命令に違反したとき。

八 第二十八条の四十六第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第二十八条の四十九第一項又は第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

第二百二十二条の三 第二十八条の七第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

十二 第二百二条又は第六百六条第二項から第五項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(新設)

(新設)

第二百二十二条の四 第七十五条第一項（第九十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第七十五条第二項各号（第九十六条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第九条第二項、第十三条第一項、第十七条第四項若しくは第五項、第二十八条の二第二項、第二十八条の三第二項、第五十三条、第五十五条の二第二項又は第九十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一の二・二（略）

第二百二十二条の二 第七十五条第一項（第九十二条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第七十五条第二項各号（第九十二条の五において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第九条第二項、第十三条第一項、第十七条第四項若しくは第五項、第五十三条、第五十五条の二第二項又は第九十二条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一の二・二（略）